



東京浅草中央ロータリークラブ 週報

〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL : http://www.asachu-rc.jp

2009 - 2010 年度テーマ

R.I. テーマ 「ロータリーの未来はあなたの手に」
R.I. 会長 John Kenny

2580 地区テーマ 「ロータリーの未来はあなたの手に」
地区ガバナー 多田 宏

クラブテーマ 「感謝の心で行動を」
クラブ会長 小林 雅純

本日の卓話

「振り込め詐欺」騙すテクニック&騙される心理
浅草警察署 防犯課 阿部様 紹介者 岩戸正一君

今後の卓話予定

5/5 休会
5/12 外題「月給日」 落語家 三遊亭小歌 紹介者 岩戸正一君
5/19 外題「怪気の独楽」 落語家 桂 三木男 紹介者 岩戸正一君



2010年4月28日

第1173回例会

会長 小林 雅純
幹事 古谷 輝彦



5月結婚記念日

5日 (35周年) 長沼ご夫妻 ・ 9日 (35周年) 小林(雅)ご夫妻
11日 (34周年) 原田ご夫妻 ・ 11日 (23周年) 田村ご夫妻
27日 (47周年) 吉田ご夫妻 ・ 28日 (46周年) 宮村ご夫妻
30日 (39周年) 井田ご夫妻

前回 (4/21 1172 回例会) の記録

来訪者紹介 (1172 回例会)

◆ゲスト 5名 埼玉県障害者雇用サポートセンター 企業支援アドバイザー 篠原 庸雄 様
上原会員代理 上原ネームプレート工業 高橋 浩司 様
北分区次年度ガバナー候補 中川宏三郎 様
北分区次年度分区幹事 横山 義文 様
◆ビジター 1名 長島会員奥様 長島 弘子 様・交換留学生 アントネラ 様
東京葛飾東RC 松坂 順一 様

出席報告 (1172 回例会)

総会員数	休会	出席免除	出席	欠席	出席率	修正出席率
43名	0名	2名	28名	13名	68.3%	1170 回例会修正出席率は次週報告いたします

会長報告 <小林会長>

・健康な人体では、毎日1000個から2000個もの細胞がガン細胞に変化しているという。つまり我々の体の中では毎日1000個以上のガン細胞が作られている。

そして、そのガン細胞を1つ残らずリンパ球が退治している。それが毎日絶えることなく続けられている。

ところが、何かの原因でリンパ球がガン細胞を1つだけ残してしまったとする。すると、その内の1つが細胞分裂を繰り返し、ついにガンとして発症する。ガンは次々と増殖し、最後は人間の命までを奪ってしまう。

リンパ球がガン細胞を退治するのに失敗する

原因は、大きくは次の2つであるという。

第1はリンパ球が退治しきれないほどに大量のガン細胞ができてしまうこと。第2は、免疫力が低下してリンパ球の働きが弱まってしまふことだ。

だから、第1を防ぐために我々は発ガン性の高い食物の摂取やタバコ、紫外線などに身をさらすことを慎まなければならない。そして第2に、ストレスや緊張、疲れなどにより免疫力が低下してしまわないように日々健康に気を配らなければならないのだ。

この働きを会社活動になぞらえてみよう。

会社活動は個々の社員の活動という細胞が集

まっでできている。そして、この細胞は経営理念や暗黙の規範、就業規則あるいは今までの慣例や習慣に基づいて正常に増殖を繰り返していく。

しかし、何らかの原因で正常な活動が崩れてしまうことがある。それがガン細胞の発生だ。つまり本来の理念や規範に反する社員の言動が毎日のようにいくつか発生しているということである。

これを「小さなことだから」といって、放置してはいけない。その内の1つが異常な増殖を繰り返すついに会社活動全体を崩壊させてしまうかもしれないからだ。1つ残らず、退治しなければならないのだ。

遅刻を許したり、乱雑な職場環境を放っておいたり、服装の乱れ、就業規則違反などを許してはいけない、ということである。いいかえれば、5Sや6Sを常に遵守させる必要がある。報告・連絡・相談を徹底させることも、これにつながる。

それらの悪癖を見逃していると、組織力とか指導力という名の免疫力が低下し、ガン細胞の発生を促進していつてしまう。

また、経営者はよい環境を作ることに常時気をつける必要がある。そのためには、よい顧客、よい取引先、よい金融機関など関係するようになることが大切である。悪魔も細部に宿るのだから。

第2に、会社としての免疫力を高めて、リンパ球がガン細胞を1つ残らず退治し続けるようにする必要がある。ガン細胞を退治するリンパ球とは、組織のリーダーである。

毎日数千も発生してしまう理念や規範に反する社員の言動を一つひとつ辛抱強く摘み取っていくのだ。「そのやり方は我が社の経営理念にはんする」とか「それでは三方良しにならない」、

「もっと早く報告しないといけない」などと細かく指導し、社員を正しい方向へと導くのだ。そんな風にたゆまない指導や育成を繰り返すことでガン細胞、すなわち問題行動を退治していく。これまた、1つ残らず毎日徹底して退治することが大切である。

つまりは、よい挨拶、整理整頓、時間厳守などの基本行動の習慣を徹底することが免疫力を高めることになるのだ。

しかし、いくらリーダーが指導を行っても、問題行動を起こす社員がそれを受け容れなければ意味は無い。そのためにもリーダーは日頃からメンバーたちと信頼関係を築いておかなければならない。

ガン細胞は異常増殖することにより、結果として自らを死に至らしめる。それは、問題行動をする社員が結局は自分の首を絞めてしまうことにつながる。そして自分だけではなく周囲を巻き込んで会社全体を死に至らしめてしまう。

そうならないためには、リンパ球の働きが大切だ。組織はリーダーがポイントとなるのはこの例からもよくわかるだろう。

以上が、ガンと会社組織とのたとえである。

ガンは悪魔である。我々は悪魔も細部に宿ることを忘れてはならない。そして、こういう不況時こそ、細部を大切にする経営が要求される。神も悪魔も細部に宿るのだ。

(田原道夫 メールマガジンより)

幹事報告<原田幹事代行>

- ・次年度クリスマス家族会は25周年記念例会、1200回記念例会を兼ねて12月1日に開催します。
- ・規定審議会の報告会のご案内
6月3日(木) 15:00~17:00

京王プラザホテル 南館4F 錦

1名 3,000円

- ・地区協議会の参加への礼状が東京豊島東ロータリークラブより届いています。
- ・2010年5月のロータリーレートは1ドル=92円

委員会報告

＜中川北分区ガバナー補佐エレクト、
横山北分区幹事エレクト＞

- ・次年度地区についてごあいさつにまいりました。IMについては10月12日帝国ホテルで行います。内容を変えて16クラブの合同例会として行いたいと思います。親睦懇親会は行いません。全員の参加をお願いします。



中川北分区ガバナー補佐エレクト



横山北分区幹事エレクト

ニコニコボックス

＜国際ロータリー2540地区北分区ガバナー補
佐エレクト 中川様、分区幹事エレクト
横山様＞

- ・これから皆様よろしくお願ひ致します。

＜小林(雅)、原田＞

- ・北分区ガバナー補佐エレクト 中川宏三郎様、分区幹事エレクト 横山義文様を歓迎します。

＜上原＞

- ・本日「障害者雇用について」を卓話していただく篠原庸雄様を紹介致します。私は都合で出席できなくなりましたので、弊社の高橋がサポート致します。よろしくお願ひ致します。

＜長島＞

- ・カンボジア、鬼先生の生徒達よりお礼の手紙が来ておりますので、是非お目通し下さい。

＜長島＞

- ・京都で舞子さんを見、舞子さんにあこがれ、今日はアントが舞子さんになりました。

＜天竺＞

- ・来週水曜日はビューホテルで株主総会です。気が弱いので今から心配です。岩田先生がたよりです。おねがいます。



アントの着物姿です 似合ってますか？

マルチプル・ポール・ハリス・フェローの表彰

- 5回 上原洋一君
- 4回 松崎文郎君／長島資生君／斎藤彰悟君／笹生貞介君／海内栄一君
- 3回 小林雅純君
- 2回 本健太郎君／上野雅宏君／吉田長二君

「障害者雇用の現状」



埼玉県障害者雇用サポートセンター

企業支援アドバイザー

篠原 庸雄様

紹介者 上原洋一 君

1. 日本における障害者雇用の現状

①障害者雇用の理念

・ノーマライゼーション

*国際連合の「国際障害者年行動計画」で提起 ⇩

②障害のとらえ方

・機能障害 ・能力障害 ・社会的不利益

③障害別の障害者数

・身体 = 366 万人 ・知的 = 55 万人

・精神 = 303 万人 計 = 724 万人 ⇩

2. 障害者の雇用義務（障害者雇用制度）

・一般の民間企業・・・1.8%

（常用雇用労働者数 56 人以上規模の企業）

・独立行政法人・特殊法人等・・・2.1%

（常用労働者数 48 人以上規模の法人） ⇩

・国、地方公共団体・・・2.1%

（職員 48 人以上の機関）

・都道府県等の教育委員会・・・2.0%

（職員数 50 人以上の機関）

*法改正により、平成 18 年度から精神障害者もカウント

*短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）の精神障害者は 0.5 でカウント

3. 障害者の範囲（程度）

・身体障害…知覚障害、聴覚・音声・言語障害、
肢体障害、内部疾患障害

（程度：1～6 級）

・知的障害…（IQ により判定・色々なタイプがある）

（程度：1～4 度または A～C）

・精神障害…（統合失調症、そううつ病、
てんかん）

（精神障害者社会福祉手帳の保持者）

4. 行政措置の流れ

・「障害者雇入れ計画」

雇用状況が著しく低い企業は、法定雇用率を 3 年間で達成する計画

・「障害者雇入れ計画の適正実施勧告」

計画 2 年目の 6 月 1 日現在で計画達成率が 50% 未満、または雇用率の改善が見られない場合に適正実施の勧告を行う

・「特別指導」

3 年間の雇入れ計画においても、雇用率が全国平均未満である等、一定の改善が見られない場合に 9 ヶ月間の特別指導を実施する。

・「企業名の公表」

5. 障害者雇用促進法の改正について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 96 号）が成立し、平成 21 年 4 月から段階的に施行されます。

POINT

・障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。

・常用雇用労働者 201 人以上の事業主、平成 22 年 7 月から障害者雇用率制度の対象となります。

・常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に短時間労働者を 0.5 カウントすることとなります。

このほか、障害者雇用率の算定の特例を創設します。（平成 21 年 4 月～）

みなさんの知恵を出し合えば障害者雇用が進みます。本日はご清聴ありがとうございました。